

公文番号 号
平成 年 月 日

〇〇 厚生局長 殿

〇〇 県 知 事
〇〇 〇〇 印

医療法人定款（寄附行為）変更認可申請副申書

標記について、医療法第68条の2第2項に基づき、下記のとおり副申します。

記

1. 総括的意見

（関係法令や関係通知に違反していないかどうか等設立認可の場合に準じた審査を行い、当該定款（寄附行為）の変更を認可すべきかどうかについての意見を記載すること。）

2. 定款又は寄附行為について

（定款例又は寄附行為例と相違する箇所の有無を記載し、相違する箇所があるときは、その条項及び内容並びにそれについての適否の意見を記載すること。）

3. 定款又は寄附行為に定める手続きについて

（当該申請書が定款又は寄附行為に定める適正な手続きを経て行われているかどうかを審査し、その結果を記載すること。）

4. 新たに経営する事業について

（設立認可の場合に準じて記載すること。）

5. 資産について

（設立認可の場合に準じて記載すること。）

6. 役員について

(定款又は寄附行為の変更に伴い新たに役員を追加する場合は、役員の欠格事項(医療法第46条の2第2項)に該当する役員がないかどうか及び役員構成よりみて特定の営利法人によって経営が左右されるおそれがないかどうか等について意見を記載すること。)

7. その他

(審査に当たって、参考になると考えられるその他の事項があれば、それについて記載すること。特に都道府県知事所管から厚生労働大臣所管に移管する場合には、医療監視や医療法人への立入検査等の過去の指導内容を記載すること。)